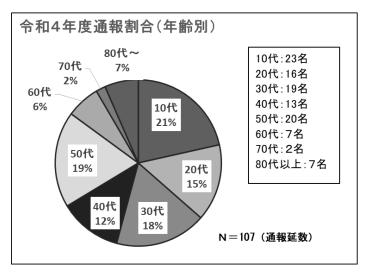
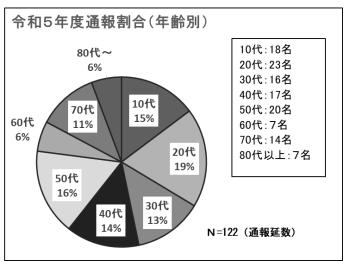
大田区における警察官通報と医療保護入院等の状況

1 区内在住者に関する警察官の通報 ※1について

	通報数 (延)	措置入院数(延)	入院率
令和3年度	121 件	46 名	38%
令和4年度	107 件	34 名	32%
令和5年度	122 件	48 名	39%





2 医療保護入院 *2について

	入院先病院(延)	人数(延)	(再掲) 区内在住(延)	(再掲) 区内在住 年度内 複数回入院者(実)
令和3年度	区内3病院	247 名	138名	6名(各2回入院)
令和4年度	区内3病院	328 名	172 名	15 名(各 2 回入院)
令和5年度	区内3病院	335 名	208 名	17 名 (各 2 ~ 3 回入院)

3 医療保護入院(区長同意)※3 について

	人数 (延)	(再掲) 重複者 (実)
令和3年度	44 名	6名(各2回入院)
令和4年度	45 名	5名(各2~5回入院)
令和5年度	44 名	5名(各2~3回入院)

^{**1} 精神保健福祉法第23条により大田区内の警察署から東京都へ通報の内訳

^{※2} 施設所在地が大田区の医療保護入院の内訳

^{※3} 患者所在地が大田区の医療保護入院の内訳

<資料>

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院形態について

任意入院(法第20条)

【対 象】入院を必要とする精神障害者で、入院について、本人の同意がある者

【要件等】精神保健指定医の診察は不要

措置入院/緊急措置入院(法第29条/法第29条の2)

【対 象】入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者

【要件等】精神保健指定医2名の診断の結果が一致した場合に都道府県知事が措置 (緊急措置入院は、急速な入院の必要性があることが条件で、指定医の診察は1名で 足りるが、入院期間は72時間以内に制限される。)

医療保護入院(法第33条)

- 【対 象】入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態に ない者
- 【要件等】精神保健指定医(又は特定医師)の診察及び家族等のうちいずれかの者の同意が必要 (特定医師による診察の場合は12時間まで)

【医療保護入院における区長同意】次のすべての要件を満たす者が対象

- (1) 精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であって、入院の必要性がある
- (2) 措置入院非該当
- (3) 本人同意が得られていない
- (4) 病院側の調査の結果、以下のいずれかに該当すること。
 - ア 当該精神障害者の家族等がいずれもいない
 - イ 家族等の全員がその意思を表示することができない
 - (注1) 当該精神障害者について、家族等からの虐待・DV等が行われている 又は疑われる場合、当該家族等については、ア・イに記載する「家族等」 に該当しないものとして取り扱うこと。
 - (注 2) 当該家族等がどうしても同意・不同意の判断ができない場合、家族等は 意思表示を行わないこととすることができる。家族等の全員が意思表示 を行わない場合には、医療機関は区長同意の申請ができる。

応急入院(法第33条の7)

- 【対 象】入院を必要とする精神障害者で、任意入院を行う状態になく、急速を要し、家族等の 同意が得られない者
- 【要件等】精神保健指定医(又は特定医師)の診察が必要であり、入院期間は72時間以内に制限される。

(特定医師による診察の場合は12時間まで)